



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 藻岩浄水場Ⅱ系ろ過池逆洗弁・捨水弁整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社 栗本鐵工所 北海道支店
- 3 特定理由  
本修繕の対象となる設備は、ろ過池の砂層中に蓄積されたフロック・汚泥等を取り除くための洗浄を行うための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。  
本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解整備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。  
本設備は、上記業者により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから施工業者である上記業者以外では行うことができない。  
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 藻岩浄水場Ⅱ系ろ過池表洗弁整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由  

本修繕の対象となる設備は、ろ過池の砂層中に蓄積されたフロック・汚泥等を取り除くための洗浄を行うための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。

本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解整備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。

本設備は、上記業者により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから施工業者である上記業者以外では行うことができない。

以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定  

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 藻岩浄水場No.1・2表洗・揚水ポンプ設備整備修繕
2. 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
3. 特定理由  
本修繕の対象機器は、浄水場のろ過池洗浄を行うためのものである。  
本修繕では、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、機器の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。  
上記業者は、対象機器の設計・製造・据付業者であり、本修繕に必要な設計データを保有している唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。